

九州保健福祉大学同窓会 会報広告要領

趣旨

第1条 この要領は、九州保健福祉大学同窓会会報への広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

会報発行時期

第2条 会報の発行は、原則年1回とするが、事情により変更する場合がある。

広告内容

第3条

1. 掲載する広告は個人を特定したもの、政治信条または宗教に関するもの等ふさわしくないと理事会で判断したものについては、これを掲載しない。
2. 前項に関わらず、理事会が認めた場合には、個人または企業の名刺広告を掲載することが出来るものとする。

掲載料金

第4条 広告掲載料金は実費相当分として、1回あたりの掲載料は次の通り設定する。

1 枠 9.1 cm×5.5 cm (名刺1枚サイズ)・・・4,400 円 (税込)

2 枠以上の場合 ・・・4,400 円 (税込) × 枠数 (A4 全面で10 枠までとする)

掲載料金の支払い

第5条 申請者は、九州保健福祉大学同窓会事務局が指定した期日までに、広告掲載料を指定した口座に支払わなければならない。(振込手数料は申請者負担)

広告掲載の申請

第6条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書を九州保健福祉大学同窓会事務局に提出しなければならない。

広告の原稿の作成・提出

第7条 広告原稿は原則電子データで、広告主の責任及び負担で作成し、九州保健福祉大学同窓会事務局が指定した期日までに提出する。

掲載位置

第8条 掲載位置については、理事会にて決定するものとする。

広告掲載の取り消し

第9条 広告主は広告掲載を取りやめようとするときは、九州保健福祉大学同窓会事務局に連絡しなければならない。

第10条 本会は掲載取りやめの連絡があった場合においても、既に広告料を支払い済の場合は広告料を返還しない。

第11条 本会は次のいずれかに該当する場合は広告の掲載を取り消すことが出来るものとする。

1. 指定された期日までに広告原稿が提出されなかった場合
2. 指定された期日までに、広告料の振込がなかった場合

3. 掲載等の資格基準を満たさなくなった場合

その他の事項

第 12 条 本規定に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることが出来る。

広告サイズ見本 図の枠は実物大ではございません。

会報 A4 サイズ

1 枠 5.5 cm × 9.1 cm 4,400 円	
横 2 枠 5.5 cm × 18.2 cm 8,800 円	
	縦 2 枠 11 cm × 9.1 cm 8,800 円

会報 A4 サイズ

4 枠 11 cm × 18.2 cm 17,600 円
6 枠 16.5 cm × 18.2 cm 26,400 円

 1 ページ全枠(10 枠) 44,000 円